なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

⑷　環境対策引当金

運営費交付金で財源措置されない低濃度ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用について、当該費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券　償却原価法（定額法）

⑵　関係会社株式　移動平均法による原価法

⑶　その他有価証券

時価のないもの　移動平均法による原価法

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　たな卸資産（貯蔵品）

評価基準　低価法　評価方法　最終仕入原価法

⑵　医薬品及び診療材料

評価基準　低価法　評価方法　移動平均法

ただし、医薬品及び診療材料の評価方法については、たな卸資産管理のためのソフトウェア開発が完了するまでの間、最終仕入原価法によることとしております。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

７．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料等を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年国債（新発債）の平成29年３月末利回りを参考に0.065％で計算しております。

８．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

Ⅱ．表示方法の変更

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。

Ⅲ．貸借対照表関係

１．担保資産

長期借入金27,765,431千円（一年以内返済予定長期借入金2,646,444千円を含む。）の担保に供しているものは次のとおりです。

土地　14,461,962千円

建物　28,782,678千円

２．賞与引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は2,184,940千円です。

３．退職給付引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は27,541,411千円です。

４．コミットメントライン契約

効率的な運転資金の調達を図るため、取引銀行と金銭消費貸借契約を締結し、コミットメントラインを設定しております。

この契約に基づく事業年度末の借入実行残高は次のとおりです。

平成29年３月31日

コミットメントラインの総額	46,450,000千円
借入実行残高	24,264,000千円
差引額	22,186,000千円

５．決算日における債務保証の総額

平成29年３月31日現在の債務保証の総額は13,482,447千円です。

６．長期前受金

箱崎キャンパス跡地処分の推進を図るため、事業者と締結した箱崎キャンパスの土地の一部を売却する土地売買契約に基づき、土地代金の一部を前受した金額を長期前受金として表示しております。

７．その他固定負債

民間事業者が自己資金で建設したうえ、無償で使用できることを条件に当法人へ所有権を移転した施設（（伊都）総合研究棟（理学系）他施設整備事業に係るプロジェクトスペース等）について、当法人が施設を使用させる義務に伴い負う債務（施設の帳簿価額相当額）をその他固定負債として表示しております。

８．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	58,026,139千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	54,093,482千円
利益剰余金に与える影響額（差引）	3,932,656千円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額累計	1,611,139千円

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　1,149,304千円

⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　515,668千円

7,208,768千円